

議員提出議案第1号

**大阪市議員定数及び各選挙区選出数に関する
条例の一部を改正する条例案**

本案を別紙のとおり提出する。

平成29年2月14日

大阪市会議長 木下 誠 様

提 出 者

大 内 啓 治	黒 田 當 士	岡 崎 太
北 野 妙 子	杉 田 忠 裕	土 岐 恭 生
瀬 戸 一 正	山 中 智 子	武 直 樹

(別 紙)

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する
条例の一部を改正する条例

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例（昭和26年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「86人」を「83人」に改める。

第2条の表中「北区 3人」を「北区 4人」に、「中央区 2人」を「中央区 3人」に、「西区 2人」を「西区 3人」に、「大正区 3人」を「大正区 2人」に、「東淀川区 6人」を「東淀川区 5人」に、「生野区 5人」を「生野区 4人」に、「阿倍野区 4人」を「阿倍野区 3人」に、「東住吉区 5人」を「東住吉区 4人」に、「西成区 5人」を「西成区 4人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

説 明

市会議員の定数及び各選挙区選出数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例（抄）

第1条 本市会議員の定数は86人とする。

83人

第2条 各選挙区から選出する議員数は、次のとおりとする。

選挙区	議員数
北 区	<u>3 人</u>
	4 人
省	略
中 央 区	<u>2 人</u>
	3 人
西 区	<u>2 人</u>
	3 人
省	略
大 正 区	<u>3 人</u>
	2 人
省	略
東 淀 川 区	<u>6 人</u>
	5 人
省	略
生 野 区	<u>5 人</u>
	4 人
省	略
阿 倍 野 区	<u>4 人</u>
	3 人
省	略
東 住 吉 区	<u>5 人</u>
	4 人
省	略
西 成 区	<u>5 人</u>
	4 人